

青山学院大学学長
三木 義一 殿

私はこの度、2019年度青山学院大学派遣留学に出願及び参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。
なお、誓約事項に反した場合、派遣留学生の資格取消、留学に係る奨学金の一部、又は全額返納、青山学院大学からのサポートが停止となっても一切異議を申し立てません。

1. 学内出願後及び派遣留学候補者として選抜された後は、原則として留学辞退及び留学期間変更は認められないことを了承すること。
2. 留学にかかる経費を渡航前に準備する必要があるため、願書の記入内容を含めて、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得た上で出願すること。留学にかかる所定の費用(本学学費、派遣先大学に応じた留学に関する事前支払い費用等)を定められた期日までに支払うこと。支払いの遅延がある場合は、留学に支障が生じる場合があることを了承すること。
3. 過去 10 年以内にメンタル面で通院履歴等がある場合は、必ず出願前に申告すること。
4. 派遣留学候補者として選ばれることは、派遣先大学へ候補者として推薦されることであり、派遣先大学での受入を保証するものではないことを了承すること。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了承すること。
5. 留学に必要な手続き(派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、航空券の手配、留学費用の支払い、住居の手配)は派遣先大学または国際センターの指示に従い、自らの責任において行うこと。
6. 留学先大学での保険加入有無に関わらず、青山学院購買会を通じて、国際センターが奨励する海外旅行傷害保険に加入すること(AIG 海外留学保険(インフィニティプラン)、通年留学の場合:約 25 万円)。また、個人情報について、国際センター、所属学部・研究科、青山学院購買会、保険加入会社、危機管理会社、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡、留学実施のために共有、利用することに同意すること。
7. 留学中の危機管理に伴う費用として、所定の金額を、本学の指示に従い渡航前に支払うこと(通年留学の場合:約 2.5 万円)。
8. 危機管理のため、本学と電話で連絡が取れるよう留学先入国日から出国日まで常に日本からの着信及び日本への発信ができるよう手配すること。インターネット回線を利用した通話は認めない。
9. 派遣先大学が所在する国(地域)の治安・状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。なお、大学側の通告による留学中止・延期または帰国に際して発生する費用は、原則として個人負担とする。
10. 派遣留学の趣旨を十分理解し、派遣先大学の指示に従い、学業に精励すること。身体・精神上等の理由により、授業出席回数や学業成績が派遣先大学の基準を下回る場合、または派遣先大学での履修・生活状況が派遣留学生としての基準を満たさないと本学が判断した場合、途中帰国の措置をとることがあるので、これに従うこと。
11. 留学に係る帰国勧告等、大学の最終決定についての反論はこれを認めない。勧告に従わない場合、留学資格一切を取り消すものとする。
12. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国の法令、派遣先大学の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
13. 留学に伴う渡航期間中の休暇時の渡航につき、渡航先は AIG 海外留学保険の引受対象国に限ると共に、必ず事前に国際センターに渡航期間と渡航先を相談の上、可否の判断を仰ぐこと。たとえ、引受対象国であっても治安・状況によっては渡航を許可しない場合があることを了承すること。
14. 留学先においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また危険なスポーツ(スカイダイビング・バンジージャンプなど)は絶対に行わないこと。
15. 本学の学生として、本人の自覚と責任において行動すること。また、常に安全管理に心掛けると共に、万一、留学に伴う渡航期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる人的及び物的損害が発生した場合、本学に一切責任を問わないこと。
16. 留学に伴う渡航期間中は、本学国際センターへの現地到着報告、近況報告等を行い、帰国後は速やかに帰国レポートを提出すること。
17. 入国は留学先大学のオリエンテーション開始予定日の 10 日前から前日までに行う。留学期間終了後は、10 日以内に必ず帰国し、本学に復学すること。個人都合による期間延長行為には、帰国勧告を行った上で、10 項の措置を適用する。
18. 派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報を留学プログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために、本学が派遣先大学から提供を受けることに同意すること。
19. 緊急の場合を除き、本学から保証人に学生個人の情報は開示しない。

年 月 日

学部・学科(研究科) _____ 学生番号 _____

学生署名(本人直筆のこと) _____ 本人印

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

保証人署名(本人直筆のこと) _____ 保証人印

注) 学生と保証人の印鑑は必ず別々のものを使用すること